

奉寄進不現寺所領之事  
 其那摩那岩崎村内限公  
 在第四回公衆代馬正乘二親  
 菩提所寄進申也若於彼  
 所正乘子々孫々中到辨望  
 輩出來者水為不孝子正乘  
 所領之中少不可有知行事  
 者也仍為後日寄進狀如件  
 軍中申奉承為不孝子正乘  
 所宗下、孫、子、到、辨、望  
 不須之中少不可有知行事  
 者也仍為後日寄進狀如件

應永二年六月十三日

沙弥心高寄進狀

太郎丸入道山四所寄進狀

奉寄進不現寺所領之事

① 右那摩那岩崎村内限山

在家四回於水代為正乘二親

菩提所寄進申也若於彼

所正乘子々孫々中到辨望

輩出來者水為不孝子正乘

所領之中少不可有知行事

者也仍為後日寄進狀如件

③ 沙弥正乘 (花押)

應永二年六月十三日

註 ① 耶麻郡 ② 現在の喜多方市岩月町上岩崎・下岩崎から熱塩加納

村宇津野・坊平・水沢のあたり ③ 沙弥とは出家して仏門に入り、剃

髮して得度はしたが、まだ具足戒を受けていないものをいう。太郎丸

盛次は示現寺開山源翁心照によって剃髮、正乗と号している。(法主

能昭禪師塔銘)

解説 太郎丸村(現在、喜多方市豊川町太郎丸)の領主太郎丸盛次が、

示現寺に在家四回を寄進したものである。

なお、この文書には「示現寺寄進狀太郎丸山四所證文」の端裏書が

ある。

河村事任 喜多在喜年九月自佛寄  
 進狀同佛施行寺旨下地渡付  
 亦現寺代管復畢此旨可符佛  
 披露復恐惶謹言

喜在喜年九月旨

沙弥心高

沙弥心高寄進狀

陸奥会津那摩郡内下利根 ①

②

河村事任 應永廿九年二月九日御寄

進狀同佛施行寺旨下地渡付

示現寺代管仁候畢以此旨可有御

披露候恐惶謹言

④ 應永廿九年二月十一日 沙弥心(義)高(花押)

進上 御奉行所

進上 佛奉行所

註 ① 耶麻郡 ② 現在の塩川町下利根川 ③ 上級者の命を實際に施行

するために出される命令。ただし、この施行状は現存しない ④ 義高

の「義」が「心」と書き改められている。この人物については不明。

解説 この文書は、應永二十九年二月九日の臺名盛政寄進状と、施行

状(現存せず)の命を、現地において実行したことを報告したもので

ある。